

○福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

昭和五十年一月十四日

福岡県規則第三号

〔福岡県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則〕を制定し、ここに公布する。

福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

(昭五一規則七四・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和四十九年福岡県条例第五十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭五一規則七四・一部改正)

(貸与月額)

第二条 条例第三条第一項の修学奨励金の貸与額は、月額一万四千元とする。

(昭五五規則二一・追加、昭六二規則三四・平三規則四四・平七規則五三・平九規則八〇・平一〇規則四〇・平一二規則一一八・平一三規則五三・一部改正)

(貸与の申請)

第二条の二 条例第五条第一項の申請をしようとする者は、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 就職証明書
- 二 申請書及びその扶養者の所得証明書
- 三 その他知事が必要と認める書類

(昭五一規則七四・昭五二規則三四・一部改正、昭五五規則二一・旧第二条線下)

(貸与契約の締結)

第三条 知事は、条例第五条第二項の規定により修学奨励金を貸与する者を決定したときは、修学奨励金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

(修学奨励金の交付)

第四条 修学奨励金は、学校長を経て修学奨励金貸与契約者に交付するものとする。

2 修学奨励金の交付を受けた者は、修学奨励金交付簿に署名押印しなければならない。

(保証人)

第五条 条例第六条に規定する保証人は、原則として、県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年人でなければならない。ただし、修学奨励金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人はその者の親権者又は後見人とする。

2 修学奨励金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)又は修学奨励金の貸与を受けた者は、保証人が死亡したとき、又は保証人が破産の宣告を受けたとき、その他保証人として適当でない事由が生じたときは、その事由が生じた日から起算して十五日以内に新たな保証人を立てなければならない。

(昭五二規則三四・一部改正)

(借用証書)

第六条 修学生は、修学奨励金の貸与を打ち切られたとき又は貸与期間の満了したときは、貸与を受けた修学奨励金に係る修学奨励金借用証書を知事に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第七条 条例第九条の規定による修学奨励金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学奨励金返還免除申請書に免除事由に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、返還の債務の免除を決定したときは、修学奨励金返還免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

(返還)

第八条 修学奨励金の返還は、知事が発行する納入通知書により行うものとする。

(返還明細書)

第九条 条例第十条の規定により修学奨励金を返還しなければならない者は、その事由が生じた日(条例第十一条第一項又は第二項の規定により返還の債務の履行猶予を受けた者にあつては返還の債務の履行猶予期間の満了した日の翌日、条例第九条第二項の規定による返還の債務の免除の申請をした者にあつてはその申請に対する決定の通知を受けた日とする。)から起算して十五日以内に修学奨励金返還明細書を知事に提出しなければならない。

2 修学奨励金返還明細書を提出した者は、返還明細書に記載した修学奨励金の返還方法及び返還額を変更するときは、修学奨励金返還方法変更届を知事に提出しなければならない。

(返還猶予の申請)

第十条 条例第十一条第一項又は第二項の規定による修学奨励金の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、修学奨励金返還猶予申請書に、返還の債務の履行猶予を受けようとする事由を証明することができる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、返還の債務の履行猶予を決定したときは、修学奨励金返還猶予決定通知書により申請者に通知するものとする。

(就職証明書等の提出)

第十一条 修学生は、毎年三月十五日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 就職証明書

二 所得証明書

(平一八規則六〇・一部改正)

(貸与の保留)

第十二条 知事は、修学生が正当な理由がなく、前条に掲げる書類を提出しないときは、修学奨励金の貸与を一時保留することができる。

(変更事項の届出)

第十三条 修学生又は修学奨励金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その事実の発生した日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 住所、氏名又は職業を変更したとき。

二 退学、長期にわたる学習の中断、休学、復学若しくは卒業をしたとき、又は停学の処分を受けたとき。

三 修学奨励金の貸与を辞退するとき。

四 保証人の住所、氏名又は職業に変更があつたとき。

2 保証人は、保証に係る修学生又は修学奨励金の貸与を受けた者が死亡したときは、その死亡の日から起算して十五日以内に知事に届け出なければならない。

(昭五一規則七四・一部改正)

(書類の經由)

第十四条 この規則により修学生が知事に提出する書類は、学校長を經由しなければならない。

(条例第八条の別に定める基準)

第十五条 条例第八条第一項第四号に規定する別に定める基準は、当該生徒の在籍する高等学校において卒業までに修得するように定められている教科及び科目の単位数を原則として四年以内で修得し卒業までに至ると認められる必要最少限度の単位数とする。

(昭五一規則七四・追加、平九規則八〇・一部改正)

(補則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、書類の様式その他必要な事項は別に定める。

(昭五一規則七四・旧第十五条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年度の高等学校定時制課程修学奨励金の貸与から適用する。

附 則(昭和五一年規則第七四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、昭和五十一年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。

附 則(昭和五二年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、昭和五十二年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。

附 則(昭和五五年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、昭和五十五年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。

附 則(昭和六二年規則第三四号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十二年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。

(経過措置)

2 昭和六十二年三月三十一日において現に高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成三年規則第四四号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。

(経過措置)

2 平成三年三月三十一日において現に高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成七年規則第五三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成七年四月分の貸与から適用する。
(経過措置)
- 2 平成七年三月三十一日において現に高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第八〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成九年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。
(経過措置)
- 2 平成九年三月三十一日において現に高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第四〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。
(経過措置)
- 2 平成十年三月三十一日において現に高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一二年規則第一一八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十二年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。
(経過措置)
- 2 平成十二年三月三十一日において現に高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一三年規則第五三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十三年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。
(経過措置)
- 2 平成十三年三月三十一日において現に高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一八年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。